様式第１号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　大町町長　　水川　一哉　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　令和　　年度大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業

　　　　　　　補助金交付申請書

　令和　　年度において、家庭用合併処理浄化槽を設置したいので、大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

|  |  |
| --- | --- |
|  １　設置場所の地名地番 | 杵島郡大町町大字　　　　　　　　　　　番地 |
|  ２　事業に要する経費 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
|  ３　交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
|  ４　住宅等所有者 | １　本人　　２ 共有（　）人　　３ その他（　　） |
|  ５　着工予定年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
|  ６　事業完了予定年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |

様式第４号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　大町町長　　水川　一哉　様

補助対象者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　令和　　年度大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業

　　　　　　　変更承認申請書

　令和　　年　　月　　日付け大企第　　　　号で補助金交付決定を受けた大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　補助金申請内容の変更

２

３

（理由）

様式第５号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　大町町長　　水川　一哉　様

補助対象者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　令和　　年度大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業

　　　　　　　実績報告書

　令和　　年　　月　　日付け大企第　　　　号で補助金交付決定を受けた大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　補助金交付決定額　　　　　 金　　　　　　　　　　　　円

２　 　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

３　添付書類

（１）　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との、業務委託契約書の写し

（２）　浄化槽法定検査依頼書の写し

（３）　合併処理浄化槽設置工事写真

（着工前、材料検収、基礎工及び本体据付工、工事完了）

（４）　浄化槽設備士が確認したチェックリスト

様式第７号（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　大町町長　水川　一哉　様

補助対象者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　令和　　年度大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業

　　　　　　　補助金交付請求書

請求金額　金　　　　　　　　　　円

　但し、令和　　年　　月　　日付け大企第　　　　号で額の確定のあった大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、上記のとおり請求します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　銀行・農協　信組・信金　労金　　　　 | 店名 | 　　　　本店　支店支所出張所 |
| ふりがな |  | 口座番号 | 普通当座 |
| 口座名義人 |  |

**誓　約　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　大町町長　水川　一哉　様

補助対象者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　私が設置する合併処理浄化槽の設置及び管理については、大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守します。

２　合併処理浄化槽に係ることで、地権者、管理者、地域住民等の苦情または紛争があった場合は、設置者により責任をもって解決します。

３　合併処理浄化槽の使用については、関係法令を遵守することはもちろんのこと保守点検及び清掃については、専門業者に委託します。

４　合併処理浄化槽の清掃については、毎年１回以上必ず実施します。

５　合併処理浄化槽の法定検査（水質検査）は、毎年１回以上実施します。

６　その他、行政が行う機能検査については積極的に協力します。

７　公共下水道、農業集落排水施設及び地域し尿処理施設の供用開始後は、ただちに各施設に接続します。

８　供用開始後、６ヶ月経過後に実施する法定の水質検査項目にアンモニア性窒素

　（ＮＨ４－Ｎ）の検査を加えて実施し、その写しを提出します。

９　浄化槽設置者講習会の開催中止により、講習会を受講せずに補助金の交付決定を受けた場合は、講習会再開後、速やかに受講し、受講証の写しを提出します。

10　上記のほか、行政の指導に対しては誠意をもって実施します。